

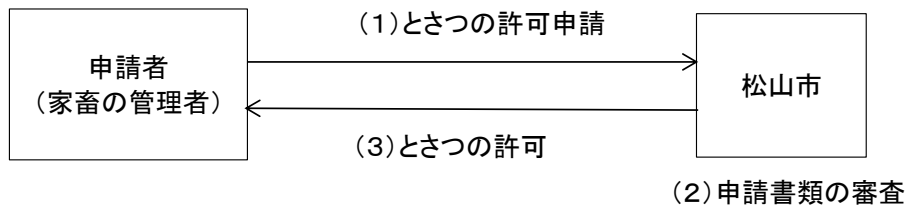
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 203

処 分 名	と畜場以外の場所で獣畜をとさつする場合の許可	
処 分 の 概 要	同省令の条件に適合する場合、と畜場以外で獣畜をとさつすることができる。	
根 拠 法 令 名	と畜場法(昭和28年法律第114号)	
条 項	第13条第1項	
所 管 課	衛生検査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	6日	
標準処理期間	計	6日
判断基準	<p>と畜場以外での獣畜のとさつは、法第13条(と畜場以外のとさつの例外)、法施行令第4条(政令で定めると畜場以外のとさつの例外)、施行規則第9条(食品の営業の範囲)、及び第10条(自家用とさつの届出)の要件に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p><と畜場法第13条> 第1項 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生労働省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、獣畜(生後1年以上の牛及び馬を除く。)をとさつする場合 二 獣畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことができない状態に陥り、直ちにとさつすることが必要である場合 三 獣畜が難産、産褥麻痺又は急性鼓張症その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、直ちにとさつすることが必要である場合 四 その他政令で定める場合 第2項 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を解体してはならない。ただし、前項第一号又は第四号の規定によりと畜場以外の場所においてとさつした獣畜を解体する場合は、この限りでない。 第3項 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前二項の規定により、と畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対し、とさつ又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。</p> <p><と畜場法施行令第4条> 法第13条第1項第4号の規定により、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつすることができるのは、次に掲げる場合とする。 一 災害その他の事故により、と畜場が滅失し、又はその設備がき損し、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合 二 離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であつて、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けて獣畜をとさつする場合</p> <p><と畜場法施行規則第9条> 法第13条第1項第1号に規定する食肉を取り扱う営業は、同号に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。 一 食肉処理業 二 食肉製品製造業 三 飲食店営業 四 そうざい製造業</p> <p><と畜場法施行規則第10条> 法第13条第1項第1号の規定による届出は、次の事項について行わなければならない。 一 届出者の住所、氏名、生年月日及び職業 二 とさつしようとする年月日時 三 とさつしようとする場所及びその周囲の概要 四 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年令(不明のときは、推定年令)、特徴及び重量 五 食用に供しようとする者の範囲 六 自己及び同居者以外の者の食用に供しようとするときは、その旨及び量</p>	

*根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。